

傍聴される皆さまへの注意事項

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、別紙「傍聴申込書」によりファックス又は郵送でお申し込みください。
なお、会場の都合等により、定員になり次第、受付を終了することがあります。
- (2) 委員会の開催予定時刻までに会場に入室の上、受付で氏名、住所を記入してください。
- (3) 会場及び事務局で指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

2 傍聴するにあたっての注意事項

- (1) 委員会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 委員会において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 委員会において、写真撮影、録画、録音等はできません。
ただし、地域づくり推進員等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 携帯電話、アラーム付き時計など音のでる機器は、音がでないようにしてください。
- (5) 傍聴中、新聞又は書籍の類いを閲覧することは、ご遠慮ください。
- (6) 傍聴中の入退室については、やむを得ない場合を除き、慎んでください。
- (7) その他、委員会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
- (8) 個別事案に係る協議・報告を行う場合は、非公開となりますので、指示に従い速やかに退席してください。

3 委員会の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、地域づくり推進員及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれのかる方の傍聴はお断りします。

(留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局)